長浜市告示第１４９号

長浜市放置自転車等の移動、保管及び返還等実施要綱（平成18年長浜市告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和７年４月１日

長浜市長　浅見　宣義

第８条中「次に掲げるとおり」を「長浜市庁舎管理規則（平成18年長浜市規則第19号）第３条に規定する開庁時間」に改め、同条各号を削る。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。